公示番号(機－1311C-03)

入札説明書

平成 25 年 11 月 20 日

独立行政法人国際協力機構

独立行政法人国際協力機構のインド国ジャイプール無収水対策プロジェクト向け機材に係る入札公告に基づく入札等については、一般契約事務取扱細則(平成 15 年細則(調)第 8 号。以下「細則」という。) に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1　公告日

平成 25 年 11 月 20 日

2　契約担当役

理事　　小寺　清

3　担当部課

(照会窓口、郵送先)

〒102-8012　東京都千代田区二番町 5-25

二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構　調達部契約第二課 Tel.03-5226-6643

(提出書類持参先)

調達部受付（同上ビル 1 階)

受付時間：土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時(午後 0 時から午後 1 時 30 分を除く)

4　調達機材等

(1)件名: インド国ジャイプール無収水対策プロジェクト向け機材

(2)納入条件、調達品目、仕様、数量等別冊機材仕様書のとおり。

(3) PDF ファイル以外の入札説明書附属文書はありません。

5　競争参加資格

(1)契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2)次の各号の一に該当すると認められる者であって、その事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。

ア　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ　前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3)入札代理人を使用する場合は、(1)及び(2)の規定に該当する者を入札代理人として使用する者

(4)公示日において、平成 25・26・27 年度全省庁統一資格若しくは平成 25 年 4 月 1 日以後に当機構の資格審査にて「物品の製造」の「「A」又は「B」又は「C」若しくは「物品の販売」の「A」又は「B」又は「C」の等級に格付けされる者

(5)上記(4)を満たさない者は、本件の競争参加資格確認申請書の提出期間中において、「資格審査のための申請手続き」にもとづき、資格審査申請書及び必要書類を提出すること。次の URL にてホームページに掲載;

http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html#a03

当機構は本件に限り資格審査を行い、競争参加資格を確認して格付けを付与するが、

「物品の製造」の「A」又は「B」又は「C」若しくは「物品の販売」の「A」又は「B」又は「C」の等級に格付けされる者を本件の競争参加資格者として認める。

提出期間、提出方法、提出場所は、下記 4 の通り。

(6)当機構から「契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年規程(調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

(7)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(8) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会勢力との直接又は間接の関係がないこと。競争入札に参加しようとする者は、入札書の提出をもって、上記を誓約したものとする。なお、誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者が提出した入札書を無効とします。

6　競争参加資格の確認等

(1)本競争の参加希望者は、参加の意思及び 5 の各号に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書等(以下「申請書」という。)を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに申請書を提出しない者及び競争参加資格がないと通知された者は、本競争に参加することができません。

ア　提出書類(申請書)

(ア)競争参加資格確認申請書

(イ)平成 25・26・27 年度全省庁統一資格審査結果通知書(写)

(または、JICA 資格審査結果通知書(写))

イ　提出期間:

平成 25 年 11 月 21 日から平成 25 年 12 月 2 日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前 10 時から午後 5 時まで(午後 0 時から午後 1 時 30 分を除く)

ウ　提出方法:

申請書の提出は、上記３の調達部受付へ持参、又は調達部契約第二課へ郵送することとし、FAX によるものは受け付けません。(郵送によるものは上記期間内に必着のこと。郵送の場合、封筒の表に公示番号、案件名を記入してください。なお、理由の如何を問わず、当方は郵便物が接到しない場合の責任は負いません。)

(2)申請書は様式 1 により作成してください。

(3)競争参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成 25 年 12 月 6 日までに通知します。

(4)その他

ア　申請書の提出に係る費用は、提出者の負担とします。

イ　契約担当役は、提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはありません。

ウ　提出された申請書は、返却しません。

エ　提出期限以降における申請書等の差し替え又は再提出は認めません。

オ　申請書に関する問い合わせ先は、調達部契約第二課です。

7　競争参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

(1)競争参加資格がないと通知された者は、契約担当役に対してその理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができます。

ア　提出期限:平成 25 年 12 月 12 日　午後 5 時

イ　提出方法:

書面の提出は、上記３の調達部受付へ持参、又は調達部契約第二課へ郵送することとし、FAX によるものは受け付けません。(郵送によるものは上記期限までに必着のこと。郵送の場合、封筒の表に公示番号、案件名を記入してください。なお、理由の如何を問わず、当方は郵便物が接到しない場合の責任は負いません。)

(2)契約担当役は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し入札日前日までに書面により回答します。

8　入札説明書に対する質問

(1)機材仕様書の内容等この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面(様式は自由)により提出してください。

ア　提出期間:

平成 25 年 11 月 21 日から平成 25 年 12 月 2 日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前 10 時から午後 5 時まで(午後 0 時から午後 1 時 30 分を除く)

イ　提出方法:

申請書の提出は、上記３の調達部受付へ持参、又は調達部契約第二課へ郵送することとし、FAX によるものは受け付けません。(郵送によるものは上記期間内に必着のこと。郵送の場合、封筒の表に公示番号、案件名を記入してください。なお、理由の如何を問わず、当方は郵便物が接到しない場合の責任は負いません。)

(2)(1)の質問に対する回答書は、当機構のホームページに平成 25 年 12 月 4 日に掲載します。

質問内容によっては回答掲載に時間を要することがありますが、遅くとも平成 25 年 12 月 12 日までに掲載します。

9　辞退書の提出

(1) 資格の確認を受けた者は、入札執行日の前日まではいつでも入札を辞退することができます。

(2)資格の確認を受けた者が入札を辞退するときは、辞退書(様式 2)を調達部受付に直接持参し、又は調達部契約第二課に郵送してください。入札執行日の前日までに必着のこと。郵送の場合、封筒の表に公示番号、案件名を記入してください。

(3)(2)の手続きにより入札を辞退した者は、これを理由として以後の資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(4)その他

ア　辞退書の提出に係る費用は、提出者の負担とします。

イ　提出された辞退書は、返却しません。

ウ　提出期限以降における辞退書の取り消しは認めません。

エ　辞退書に関する問い合わせ先は、調達部契約第二課です。

10　入札執行の日時及び場所等

(1)日時:平成 25 年 12 月 17 日(火)　午後 2 時 15 分

(2)場所:東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構　111 会議室

(3)その他:

競争入札の参加に当たっては、本競争に係る契約担当役からの「競争参加資格通知書」の写しを持参してください。持参しない場合、失格となります。

11　入札方法等

(1)立会い入札会を行います。郵送又は FAX による入札は認めません。

(2)別冊機材仕様書のとおりの全品目に対する仕向地渡し価格（機材代金、輸出梱包費、輸送費、貨物輸送にかかる保険料(任意)）の総価(円)をもって入札金額とし、この入札書(様式3)に記載された金額をもって落札価格とします。仕向地渡し売買契約の場合、輸出申告の名義は落札者とする輸出取引であり、契約金額に消費税はかかりません。

(3)輸入通関は荷受人の責任と費用負担で行います。

(4)入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札担当係員の指示に従い入札箱に投入してください。

ア　代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印。

イ　代表権を有する者以外の者による場合は、委任状を提出のうえ、受任者氏名及びその者の印。委任状にも社印及び受任者の印を必ず押してください。

ウ　印のないものは無効となります(会場における押印は可)。

(5)入札に参加できる者は原則として各社 1 名とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。

(6)一旦提出された入札書は、引き換え、変更又は取り消すことはできません。

(7)次の各号の一に該当する入札書は有効な入札書として認められません。

ア　入札金額が訂正してあり、訂正のための印が押されていないもの。

イ　誤字、脱字、汚染等により、文字が不明瞭なもの。

ウ　入札件名が違っているもの。

エ　条件が付されているもの。

オ　その他「入札参加の手引」に違反するもの。

(8)その他、原則として「入札参加の手引」に則り行いますので、入札に参加する方は必ずダウンロードして熟読願います

http://www.jica.go.jp/chotatsu/kizai/ippan/ku57pq00000yi67r-att/i2012_koji_07.pdf

12　入札保証金及び契約保証金

免除します。

13　入札の無効

(1)5に掲げる競争参加資格のない者による入札、申請書等に虚偽の記載をした者による入札並びに本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととします。

(2)契約担当役により競争参加資格がある旨確認された者であっても、入札時点において、措置規程に基づく措置を受けているもの等5に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当します。

14　落札者の決定方法

(1)細則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(2)落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは抽選により落札者を定めます。

(3)開札の結果、入札者すべての入札金額が予定価格を越える場合には再入札を行います。再入札を2回まで行っても落札者がないときは、入札を打ち切り、入札金額の最も低いものから、順次随意契約の交渉を行います。

15　契約書作成の要否等

当機構所定の書式(一括納入契約)により、契約書を作成するものとします。当機構のホームページ上で閲覧できます。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/pdf/opt_cont01_20120701.pdf

16　関連情報を入手するための照会窓口

調達部契約第二課です。

17　その他

(1)入札参加者は、契約書案及び別冊の機材仕様書を熟読してください。

(2)委任状等に虚偽の記載をした場合においては、措置規程に基づき措置を行うこと

があります。

(3)落札者と決定された者は、速やかに当機構と売買契約を締結しなければなりません。このため、契約締結に先立ち、入札日の翌日から起算して7営業日以内に内訳書を作成し、調達部契約第二課に提出してください。7営業日以内に内訳書の提出がない場合には、当該落札者を失格とすることもあります。内訳書には、機材仕様明細書に記載されたとおりの単位あたりの単価を記入すること。内訳書において滅菌にかかる経費は１項目とするが、梱包、指定場所までの輸送、検品等にかかる経費は、各アイテムの単価に載せて計上し、新規項目としないこと。

(契約書の日付は、内訳書の確認及び当機構等の内部決裁等が必要な関係から機構内の決裁後となります。)

(4)危険品、温度管理品、E/L(輸出貿易管理令)該当品、EAR(米国再輸出規制)該当品については落札者の責任において確認し、内訳書提出後7営業日以内にその有無を所定様式により、調達部契約第二課に提出してください。また、落札者は安全保障輸出管理上の該非判定手続きに必要な資料を提出して頂きます。
薬品の調達の場合の有効期限については、立会検査予定日の7営業日前までに所定の様式により、調達部契約第二課に提出してください。

また正当な理由なくして次の各状況に該当する場合は、次回以降の入札参加をお断りする場合があります。

ア　危険品、温度管理品の有無、E/L 該当品、EAR 該当品は内訳書提出後 7 営業日以内、薬品の有効期限は立会検査予定日の 7 営業日前までにそれぞれ提出がない場合

イ　E/L 該当品、EAR 該当品、危険品、温度管理品の有無、薬品の有効期限の判定に誤りがあった場合

ウ　危険品、温度管理品の輸出手続きおよび輸送を適切に行わなかった場合

エ　その他関連業務が粗雑あるいは不誠実と認められる場合

(5) E/L 該当品、EAR 該当品の場合、輸出許可取得が不可能であると判断される場合、当該物品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取り止め、当該物品の契約を解除することもあります(契約後に E/L 該当、EAR 該当品が判明した場合も含む。)。

(6)納入する機材は、特許法、著作権法等を遵守した機材であること。法令違反が判明した場合は、落札を取り消し又は契約を解除することがあります。

(7)入札する機材は、グリーン購入法適合製品を優先して調達すること。

(8)アスベストを含有する資機材の調達については行わないこととします。

(9)受注者が独占禁止法あるいは刑法に定める談合等不正行為を犯し、行政処分または刑が確定したときは、受注者は談合等不正行為にかかる違約金として契約金額の 100 分の 10 を発注者へ支払うものとします。また、発注者はこの場合該当契約を解除することが可能とします。

(10)東日本大震災の被災地（福島県、宮城県、岩手県）で生産された製品（部品を含む）の活用を推奨します。

(11) 落札者は、機材リスト（和文品名、英文品名、仕様、メーカー名、入数、数量、消費期限、梱包のケース番号を明記）を請求書提出までに作成し、電子データを当

機構に提出してください。

(12)その他

※一定の関係にあると考えられる法人との関係にかかる情報の公示について

本公示により契約に至った契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1)　公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア.　当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

（注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められるものを含む。

イ.　当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の３分の１以上を占めていること

(2)　公表する情報

契約ごとに、物品役務の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア　対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ　契約相手方の直近３ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ　一者応札又は応募である場合はその旨

(3)　当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4)　情報の提供

契約の締結日から１カ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供いただくことになります。詳細は、次のページをご参照ください。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/corporate.html

以上

（様式１）

競争参加資格確認申請書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　　小寺　清　宛

住所
商号又は名称　　㊞
役職名
代表者氏名　　㊞
整理番号（　　）（注 3）

平成 25 年 11 月 20 日付で公告のありましたインド国ジャイプール無収水対策プロジェクト向け機材に係る一般競争入札に参加を希望します。

つきましては、当社の必要な競争参加資格について、下記により確認されたく申請します。
なお、下記の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

（例）入札説明書の第５項に規定されている要件をすべて満たします。

（注1） なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。切手の料金は任意ですが、確実な郵送のため、簡易書留料金(380 円)をお勧めします。当機構は郵便物が到着しない場合の責任は負いません。

（注2） 代表権を有する者以外による申請の場合、代表権を有する者から申請者への委任状を併せて提出してください。

（注3） 整理番号は、JICA の資格審査結果通知書（または以前に全省庁統一資格を提出されたときの JICA からのメール）にて通知された番号です。

（注4） 平成 25・26・27 年度全省庁統一資格審査結果通知書（写）（または、JICA の資格審査結果通知書（写））を添付してください。

（注5） 当機構が実施する調達案件にご関心を持っていただいた方の情報を取りまとめるため、情報シートの提出をお願いしています。未提出の場合、または、変更情報がある場合、ご提出ください。様式は次の URL を参照してください。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/corporate.html

（様式２）

辞退書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　小寺　　清　　宛

住所
商号又は名称　　㊞
役職名・代表者氏名　　㊞

平成　　年　　月　　日付けで競争参加資格確認通知がありましたインド国ジャイプール無収水対策プロジェクト向け機材に係る一般競争入札の参加を辞退します。

以　上

（注）この辞退書は、入札日前日までに持参あるいは郵送して下さい。なお、郵送の場合は、提出期限内に必着のこととします。

（様式３）

入　札　書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　　小寺　清　宛

住所：
会社名：
代表者又は役職：
氏名：　　印
入札会出席者：　　印

件名：インド国ジャイプール無収水対策プロジェクト向け機材

標記の件について仕様書、入札条件、契約条項および入札参加者心得を熟知のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金										円

別冊機材仕様書のとおりの全品目に対する仕向地までの DAP の総価（円）（機材代金、輸出梱包費、輸送費、貨物輸送にかかる保険料(任意)）

以　上

別冊

（付属書１－１）

機材仕様書

案件名: インド国ジャイプール無収水対策プロジェクト向け機材

標記に関し、購入する品目、仕様、数量、納入条件等は下記のとおりとする。

記

1　機材品目: 付属書１－２「機材仕様明細書」に示すとおり。

2　納入条件:

(1)価　　格：仕向地（Jaipur）渡し価格の総額（機材代金、輸出梱包費、輸送費、貨物輸送にかかる保険料(任意)）。

ただし、輸入通関は荷受人の責任と費用負担で行う。

(2)船積地：日本国内空港

(3)陸揚げ港：インド国　デリー空港（インディラ・ガンディー国際空港）

(4)船積期限：平成 26 年 3 月 25 日

(5)梱　　包：輸出用梱包　梱包の仕様は付属書１－３「梱包条件書」に示すとおり

(6)納入場所等:

（納入先）PHED, Rajasthan, 'Jal Bhawan', 2 Civil Line,

Jaipur, Rajasthan, India

(Consignee) JICA INDIA OFFICE

2nd Floor, Dr. Gopal Das Bhawan, 28 Barakhamba Road,
New Delhi 110-001, INDIA

TEL: (91-11) 4768-5500　FAX: (91-11) 4768-5555
Att: Mr. Sinya EJIMA Chief Representative of India Office

(Notify party)

①2nd Floor, Dr. Gopal Das Bhawan, 28, Barakhamba Road, New Delhi 110001, India
Tel +91-11-4768 5500, Att: Mr. Sinya EJIMA Chief Representative of India Office

②PHED, Rajasthan, 'Jal Bhawan', 2 Civil Line, Jaipur, Rajasthan, India
Tel +91-141-222 2053, Att: Mr. Anil Bhargava, Chief Engineer (H.Q.)

(7) 電　　源　単相　220V、50Hz対応、現地対応型プラグ（B型）を付ける必要がある。

(8) 銘　　板：英文品名、製造番号、製造年月日、使用電圧等を記載した銘板を取り付けること。

(9) 輸出許可：受注者は、納入する機材に関して、輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により輸出申告書類として必要な許可書及び証明書の取得を要するか否かを確認し、機構に対して所定の様式（契約締結後配布）及びメーカー・代理店の該非判定書またはパラメータシートにより報告する。

(10) 提出資料：取扱説明書（英文）各1部/式（同梱用）。

3 検　　査：

(1)納品検査　船積前に機構の指名する立会検査員が受注者立会のもとで、品目、規格、性能及び数量等の検査を実施する。

(2)検査の判定　上記検査の結果、納入された機材が「機材仕様明細書」及び「梱包条件書」の内容を満たしていないと判断された場合、機構はその理由を明らかにして、当該機材の代替品の納入を求め再度検査を行う。再検査を含め、検査の実施は船積期限内に完了すること。

4 特記事項：

(1) すべてメーカーの純正品かつ新品未使用品とし、中古品の納入は認めない。

(2) 米国の再輸出規制に該当しないことを確認すること。該当することが判明し

た場合は、関連情報を提供すること。

以上

（付属書１－２）

機材仕様明細書

インド国ジャイプール無収水対策プロジェクト

番　号	機　材　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
0	総則	1. 使用温度が指定なきものは、インド国ジャイプール現地の温度7℃～42℃		
	General	で動作可能であること。		
		2. 充電器などは、現地電源　単相AC220V、50Hzに対応すること。		
		尚、電源プラグ形状は現地適応型プラグ（B型）であること。		
		日本国内向け製品しかない場合、現地電源に適合させるための		
		ステップダウントランスを使用してもよい。		
		3. 以下、参考銘柄が第三国製品の場合、製品仕様で使用されている		
		英語名称により記述する。		
		4. ソフトウェア製品は、すべて英語版であること。		
1	音聴式漏水探知機	（仕様）用途：微弱な漏水音を増幅し、漏水の有無を判別しやすくする		
	Acoustic Water Leak Locator	【銘柄指定】AQUASCOPE3（AS3P） 小型軽量漏水探索機	Gutermann	2
		【構成】		
		ポケットフォン （1台/式）		
		小型アンプ （1台/式）		
		専用ケース （1個/式）		
		標準付属品：ヘッドホン （1個/式）		
		単三形アルカリ乾電池 （4個/式）		
		取扱説明書 （英文　1部/式）		
2	誘導式樹脂管漏水探知機	（仕様）用途：樹脂管など非金属管の漏水箇所を特定する		
	Non-metalic Pipe Locator	形式：ポータブル		
		使用温度：-10℃～50℃、或いはより広範囲で動作可能であること		
		検出：樹脂管の漏水箇所を検出可能であること		
		送信出力：20W以上		
		電源：電池駆動		
		重量：14kg以下		
2	誘導式樹脂管漏水探知機	構成：電磁誘導式送信機 （1台/式）		

（付属書１－２）

機材仕様明細書

インド国ジャイプール無収水対策プロジェクト

番　号	機　材　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
	Non-metalic Pipe Locator	電磁誘導対応型受信機 （1台/式）		
	つづき	付属品：接続用ケーブル （必要量/式）		
		キャリイングケース （1個/式）		
		電池一式		
		取扱説明書 （英文　1部/式）		
		参考銘柄①　D305　樹脂管漏水・配管路探索機	グッドマン	2
		[構成] ケース内蔵型送信機 （1台/式）		
		伸縮型受信機 （1台/式）		
		標準付属品：		
		アース棒クリップ付　接続ワニロコード(1) （1本/式）		
		端子付きワニロコード(2) （1本/式）		
		25m延長コード （1本/式）		
		磁石 （1個/式）		
		バイスグリップ （1個/式）		
		防水ケース （1個/式）		
		送信機用充電器 （1個/式）		
		受信機用充電器 （1個/式）		
		取扱説明書 （英文　1部/式）		
3	無線ロガー多点相関式漏水探知機	（仕様）用途：管路上の複数地点に無線式音聴センサーを設置し、		
	Logger type	各箇所の漏水音を相関演算処理し、漏水箇所を特定する		
	leak noise correlation system	形式：ポータブル		
		使用温度：-20℃～60℃、或いはより広範囲で動作可能であること		
		測定方法：音圧測定、および相関計算		
		データ転送インタフェース：ロガーおよびデータ処理用パソコンとの間で		
3	無線ロガー多点相関式漏水探知機	データを転送するためのインタフェースを有すること		
	Logger type	保護等級：IP68相当		

（付属書１－２）

機材仕様明細書

インド国ジャイプール無収水対策プロジェクト

番　号	機　材　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
	leak noise correlation system	電源：バッテリー駆動		
	つづき	構成：漏水探知機 （1台/式）		
		無線機能付ロガー （20個/式）		
		専用ソフトウェア （1部/式）		
		ロガー、漏水探知機間データ伝送機材 （必要数/式）		
		バッテリー用充電器		
		付属品：取扱説明書 （英文、1部/式）		
		キャリイングケース （1個/式）		
		参考銘柄① ZS820 監視型無線同時相関式漏水探知機	Gutermann	1
		［構成］		
		CPU（本体）（1個/式）		
		ロガー （20個/式）		
		設置用磁石付アンテナ （1個/式）		
		CPU充電用充電器 （1個/式）		
		専用ソフトウェア （1部/式）		
		標準付属品：		
		防水ケース （1個/式）		
		パソコン（専用ソフトウェアインストール済み）（1台/式）		
		取扱説明書 （英語、1部/式）		
4	金属管探知機	（仕様）用途：埋設深度1.5mまでの金属管の位置を探査する		
	Metal pipe Locator	形式：ポータブル		
		探索範囲：送信アンテナからの距離450m以内で		
		深さ2m以上の探索が可能であること		
4	金属管探知機	探索法：直接法、誘導法が利用可能であること		
	Metal pipe Locator	電源：電池駆動		
	つづき	構成：		

（付属書１－２）

機材仕様明細書

インド国ジャイプール無収水対策プロジェクト

番　号	機　材　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
		送信機 （1台/式）		
		受信機 （1台/式）		
		直接法用ケーブル （1本/式）		
		誘導アンテナ （1本/式）		
		付属品:		
		キャリイングケース （1個/式）		
		取扱説明書 （英文、1部/式）		
		電池一式		
		参考銘柄① PL-960	フジテコム	4
		Transmitter （1台/式）		
		Receiver （1台/式）		
		Direct mode cable （1本/式）		
		Grounding stake （30cm、1本/式）		
		Warning Flag （1個/式）		
		標準付属品:		
		Soft carrying bag （1個/式）		
		Instruction manual （英文、1部/式）		
		電池一式		
		参考銘柄② 501 埋設ケーブル探索機	Greenlee Textron	4
		発信器（500HP） （1台/式）		
		受信器（500R） （1台/式）		
		誘導カプラー （1台/式）		
4	金属管探知機	誘導アンテナ （1台/式）		
	Metal pipe Locator	クリップ付コード （2本/式）		
	つづき	標準付属品:		
		ケース （1個/式）		

（付属書１－２）

機材仕様明細書

インド国ジャイプール無収水対策プロジェクト

番　号	機　材　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
		取扱説明書 （英文、1部/式）		
		電池一式		
5	音聴棒	（仕様）用途：メータやバルブに直接あてがい、漏水音の有無を判別する		
	Sound Detector	形式：ポータブル		
		使用温度：-10℃～50℃、或いはより広範囲で動作可能であること		
		表示：LCD		
		検出：漏水音		
		電源：電池駆動		
		漏水識別フィルタ：有すること		
		測定記録機能：有すること		
		本体重量：300g以下		
		付属品：		
		管探査用延長棒 （1本/式）		
		ヘッドホン （1個/式）		
		収納ケース （1個/式）		
		電池一式		
		取扱説明書 （英文、1部/式）		
		参考銘柄① SP04 ステットフォン	SEWERIN	9
		[構成]		
		本体 （1台/式）		
		管探査用延長棒（170mm、450mm） （1セット/式）		
5	音聴棒	フルカバー型ヘッドフォン （1個/式）		
	Sound Detector	専用ソフトケース （1個/式）		
	つづき	イヤーカバー（予備） （1個/式）		
		電池一式		
		取扱説明書 （英文、1部/式）		

（付属書１－２）

機材仕様明細書

インド国ジャイプール無収水対策プロジェクト

番　号	機　材　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
6	超音波流量計	（仕様）用途：管路外表面に超音波センサを2つ取り付け		
	Ultra-sonic Flow Meter	流量・流速を超音波の反射を利用して計測する		
		形式：ポータブル		
		使用温度：-10℃～50℃、或いはより広範囲で動作可能であること		
		測定対象：液状流体の流量、および流速		
		管路材質：金属管、非金属管		
		管外径：直径50mm～直径3400mmの管外径に対応可能であること		
		測定確度：（読み取り値の±1.6%）±0.01m/s　より優れていること		
		表示：LCD		
		アナログ電流出力：1チャネル以上		
		ディジタル出力：2チャネル以上		
		電源：電池駆動		
		電池寿命：14時間以上動作可能であること		
		付属品：		
		メーカ標準付属品一式		
		取扱説明書 （英文、1部/式）		
		参考銘柄①　Fluxus F601	Flexim	10
		[構成]		
		Fluxus F601 Transmitter （1台/式）		
		Flow transducers （1セット/式）		
6	超音波流量計	QuickFix pipe mounting system for the transmitter （1セット/式）		
	Ultra-sonic Flow Meter	Wall thickness probe （1セット/式）		
	つづき	Coupling compound （1個/式）		
		Mounting fixture for the transducer （1セット/式）		
		Power adapter/charing unit （1個/式）		
		Measuring tape （1個/式）		

（付属書１－２）

機材仕様明細書

インド国ジャイプール無収水対策プロジェクト

番　号	機　材　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
		Software FluxData （1部/式）		
		RS232 and USB cables （1セット/式）		
		Manual and quick-start guide （英文、1部/式）		
		Transport case （1個/式）		
		参考銘柄② Uf801P （SE-1515プローブ仕様）	Ultraflux	10
		[構成]		
		Transport case （1個/式）		
		The UF801-P pocket converter (NiMH batteries付）（1台/式）		
		UF801-P 保護バッグ （1個/式）		
		Power adapter and battery charger with EC mains cable（1セット/式）		
		Cable with "Y" termination		
		for connection to probes (L-5m)（1セット/式）		
		Cable for connection to PC or other outputs （1セット/式）		
		Pair of straps for general purpose probes		
		attach to the pipe （1セット/式）		
		Coupling gel bottle （1個/式）		
		Short form user guide （英文、1部/式）		
		CD ROM including PC software and		
		technical manual/probe datasheets)（1セット/式）		
		SE-1515 プローブ （1セット/式）		
7	自記録式水圧計	（仕様）用途：水圧等を計測し、計測データをPCに取り込む		
	Water pressure Logger	形式：ポータブル		
		測定圧力：0.6MPa以上　の圧力が測定可能であること		
		電源：電池駆動		
		寸法：190x170x100(mm）以内		
		参考銘柄① FJN-501A	フジテコム	11

（付属書１－２）

機材仕様明細書

インド国ジャイプール無収水対策プロジェクト

番　号	機　材　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
		[構成]		
		FJN-501 A-type Main Unit（1台/式）		
		Fuji Coupling（1個/式）		
		Coupler of Fuji Coupling（1個/式）		
		Connecting Hose（Type No.4） （1本/式）		
		13㎜ dia. Faucet Adaptor（1個/式）		
		Alkaline Dry Battery（UM-3　1.5V） （2本/式）		
		Cartridge Pen （1本/式）		
		Leather Packing （1個/式）		
		Chart Paper Disc（100sheet） （1セット/式）		
		Carrying Case （1個/式）		
		標準付属品：取扱説明書 （英文、1部/式）		
		参考銘柄②　PR-150	DICKSON	11
		[構成]		
		PR-150圧力ロガー （1台/式）		
		標準付属品：取扱説明書 （英文、1部/式）		
		特別付属品：DicksonWareソフトウェア付きUSB通信ケーブル （1本/式）		11
8	携帯型エンジン発電機	（仕様）用途：ハンマードリル対応用発電機		
	Portable Engine Generator	形式：多極回転界磁式		
		電圧調整方式：インバータ式		
		励磁方式：自己励磁式		
		電圧変動率：3%以下		
		周波数変動率：0.1%以下		
		定格周波数：50/60Hz　選択可能であること		
		定格交流電圧：100V		

（付属書１－２）

機材仕様明細書

インド国ジャイプール無収水対策プロジェクト

番　号	機　材　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
		定格交流電流：20A以上		
		定格出力：2.0kVA以上		
		使用燃料：無鉛ガソリン		
		交流過電流保護装置：電子式		
		始動方式：リコイル式		
		連続運転時間：5.0時間以上運転可能なこと		
		燃料タンク容量：6L以上		
		付属品：取扱説明書 （英文、1部/台）		
		メーカ標準付属品 （1式/台）		
		参考銘柄①　EF-2000iS	ヤマハ	6
		標準付属品：取扱説明書 （英文、1部/台）		
		参考銘柄②　E20U(S)	日立工機	6
		標準付属品：取扱説明書 （英文、1部/台）		
9	金属探知機	（仕様）用途：マンホール、バルブ室探索用		
	Metal Locator	形式：ポータブル		
		電源：乾電池駆動		
9	金属探知機	バッテリー寿命：30時間以上		
	Metal Locator	重さ：2kg以下		
	つづき	検知可能な深さ：60cm以上		
		付属品：取扱説明書 （英文、1部/台）		
		メーカ標準付属品 （1式/台）		
		参考銘柄①　F-90M	フジテコム	3
		［構成］		
		F-90M本体		

（付属書１－２）

機材仕様明細書

インド国ジャイプール無収水対策プロジェクト

番　号	機　材　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
		アンテナディスク （1式/台）		
		キャリイングケース （1個/台）		
		乾電池一式		
		取扱説明書 （英文、1部/台）		
		参考銘柄② M130	SEWERIN	3
		M130本体		
		キャリイングケース （1個/台）		
		乾電池一式		
		取扱説明書 （英文、1部/台）		

（付属書１－３）

梱包条件書

1　マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

(1)ケース・マーク（黒字）

(宛先) JICA India Office

(仕向地) Jaipur, INDIA

C/Ｎｏ.

(2)サイド・マーク(赤字)

TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

(3)CAUTION/CARE　MARK(TOP MARK 等)

2　梱包条件(海送)

海送を予定されている資機材の梱包は、原則として次の条件を満たすものであること。

(1)輸送条件に適応する堅牢な包装であること。

①原則として、合板密閉梱包とする。ただし、機材によってはすかし梱包またはスチール梱包でも良い。

②木材梱包とする場合は、次の条件によること。

・重量が500kg未満の場・合は、 JIS　Z　1402以上の規格の木箱密閉梱包。

・重量が500kg以上の場合は、 JIS　Z　1403以上の規格の枠組箱密閉梱包。

③梱包ケースの側板の上下、及びふた板の両サイドに、必ず胴桟を打ちつけること。また、必要に応じ中間にも胴桟をつけること。

④梱包ケースは、帯鋼、すみ金、かど金により補強すること。

(2)取扱上便利な重量、容積、形状であること。

①現地での人力による荷卸作業を考慮し、一梱包の重量は単品を除き500kgを超えないようにすること。

②梱包ケース数が複数となる場合、コンテナによる輸送の可能性があるため、20フィートまたは40フィートコンテナの内法寸法に配慮し、コンテナに納めたときに無駄の少ない大きさで各梱包ケースをまとめること。

③梱包ケースには必ず滑材、すり材をつけ、フォークリフトによる積卸しが

可能な形状とすること。

(3)各個の重量、容積を平均化し、内容物が動揺しないようにすること。
①梱包ケース内には、緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。
②付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

(4)荷造材料の品質、強度、乾燥などに注意すること。
①梱包に使用する合板は、JAS農林省告示383号(昭和39年4月11日)の3等品以上の規格の普通合板とすること。

(5)仕向地及び経路の気候、風土に適すること。
①木材梱包の場合、仕向地により燻蒸などの必要な処理を行うこと。
②梱包は、中の資機材が雨水で濡れないよう防水処理を行うこと。精密機械のような特別配慮を要する機材については、真空バリア梱包など機材の安全な輸送に配慮した梱包とすること。

(6)その他必要事項に配慮していること。
①梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストの記載と内容品は一致させること。
②梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳書の該当するITEM番号を付すこと。
③輸送中での盗難防止のため、梱包ケースには製造メーカー名や、メーカーのマークをつけないこと。

3　梱包条件(空送)

空送を予定されている資機材の梱包は、次の条件によるものとし、その他必要事項については、原則として海送の梱包条件に準拠するものであること。

(1)精密機械のような特別配慮を要する資機材を除き、梱包はJIS　Z　1506及びJIS　Z　1516以上の規格を満たす複両面段ボールまたは複々両面段ボールにより、かつ　JIS　Z1507の規格を満たす形状の箱とすること。
(2)精密機械のような特別配慮を要する資機材については、輸送業者の専門的見地を踏まえて空送に耐えうる梱包を行うこと。

4.その他

特になし

以上

（付属書１－４）

輸送条件書

１　業務内容

（１）仕向地までの輸送手配

（２）仕向地における輸入通関時に必要な書類（原産地証明書等）の確認と取得手配

（３）輸出許可手続き（必要に応じ）

（４）通関・船積み書類（B/L、インボイス、パッキングリスト等）の作成

（５）輸出通関手続き（輸出申告者（Shipper）の名義は「受注者 on behalf of JICA」とすること）

（６）危険品がある場合の諸手続き

（７）貨物海上保険付保

（８）経由国を通過するための諸手続き

（９）荷受人の責任と費用負担による輸入通関後、プロジェクトサイトまでの内国輸送の実施

（１０）仕向地到着までの進捗管理と到着確認及び発注者への報告（仕向地への到着が遅延している場合は、その原因と対応状況などを遅滞なく報告するとともに、進捗促進のために必要な対策を講じること）

（１１）上記に付随する業務

２　輸送条件

（１）積荷地　　日本国内空港（受注者の手配による）

（２）仕向空港　　インド国　デリー空港（インディラ・ガンディー国際空港）

（３）仕向地　　（プロジェクトサイト所在地）
PHED, Rajasthan, 'Jal Bhawan', 2 Civil Line,
Jaipur, Rajasthan, India

（４）輸送方法　　空送および内国陸上輸送

（５）仕向地引渡し条件
内陸輸送を伴う輸送手配：インド国プロジェクトサイト荷卸まで
（デバンニング含む）

（６）積替え条件
途中経由地での積替えは原則的に禁止する。ただし、フライト事情等や

むを得ない理由で積替えする場合は、認めることとするが、貨物輸送保険料等の追加分が発生する場合については、受注者の負担となる。

（８）仕向空港から仕向地までの陸上輸送

内陸国向けなどで仕向空港から仕向地までの陸上輸送がある場合は、現地の通関、輸送の事情を踏まえつつ、内陸輸送エージェント、輸送手段・ルート、コンテナは買取りか借上げかなどについて比較検討のうえ、安全で効率的な輸送サービスを選択すること。上記（４）で指定のない限りコンテナは買取りおよび借上げのいずれでも可能であるが、先方政府や荷受人の事情など理由の如何を問わず、引取期間が長引いても延滞料金は支払われない。

また、第三国の通過に必要な経由国での手続きについては、原則として受注者が行い、受注者の費用負担とする。

（９）相手国における輸入通関手続き

仕向地における輸入通関手続きは、荷受人の責任と費用負担で行う。受注者は荷受人の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。

３　貨物海上保険

（１）機材のプロジェクトサイトでの検収までの船積み、空送、内国陸上輸送、保管中および据付中の事故に備え、受注者は JICA 特約の指定の保険に加入する。被保険者は発注者とする。

（２）損害発生の場合、発注者が保険求償を行い、代替品納入あるいは修理の支援を行う。

４　輸送書類

（１）　受注者は、以下の書類を発行され次第、機構及び荷受人に速やかに提出すること。空送の場合、副については 10 営業日前までに、正については発送後速やかに提出すること。

提出書類名	機構提出用	荷受人用
① 船荷証券（B/L／Airway Bill）＊	副１通	正３通
② 商業送付状（Invoice）**	副１通	正１通
③ 梱包明細書（Packing List）	副１通	正１通
④ 梱包材熱処理証明書等 ***（必要時）	（副１通）	（正１通）
⑤ 原産地証明書（必要時）	（副１通）	（正１通）
⑥ 領事査証（必要時）	（副１通）	（正１通）

⑦ 検量証明書	不要	不要
⑧ 非木材証明書	不要	不要
⑨ 輸送日程報告カード（確定）	副１通	正１通

*積荷地から仕向地までの一貫した輸送責任を有する、荷受人宛の運賃払込済み無故障船荷証券とする。Shipper は「受注者 on behalf of JICA」とする。
**書式は受注者のものを使用する。荷受人宛として受注者署名入りとする。
***経由地で必要な場合は取り付けること。

（２）B/L／Airway Bill、Invoice、Packing List には、以下の文言を記入する。
“The above mentioned equipment was donated under Technical Cooperation by the Government of Japan. (Presidential decree number 490 for the year 1983)”

（３）受注者は、船積予定日の 10 営業日前までに、輸送日程報告カード（予定）、B/L／Airway Bill、Invoice、Packing List を、発注者へ提出すること。

（４）仕向地到着を確認後、輸送日程報告カード（到着確認）を、発注者へ提出すること。

（５）本件では、輸送書類の（　英　）語への翻訳が必要である。

（６）その他
温度管理品について、輸送中（通関手続き中、内陸輸送中含む）の温度管理に留意すること。

以上

【一括納入契約（委託）】

売　買　契　約　書　（　案　）

件　名：インド国ジャイプール無収水対策プロジェクト向け機材

平成　　年　　月　　日

売　買　契　約　書

１	契約番号	第　　－　　号
２	件名	インド国ジャイプール無収水対策プロジェクト向け機材
３	物品名及び数量	別添内訳書のとおり
４	仕様	別添内訳書のとおり
５	契約金額	金　　円（仕向地 Jaipur 渡し）
６	船積期限	平成 26 年 3 月 25 日
７	船積地	日本国内港
８	仕向地	PHED, Rajasthan, 'Jal Bhawan', 2 Civil Line, Jaipur, Rajasthan, India

独立行政法人国際協力機構　契約担当役　理事　　（以下「発注者」という。）と

（以下「受注者」という。）とは

頭書の物品の売買契約を次の条項により締結する。

（信義、誠実の義務）

第１条　発注者受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（納品、輸送及び保険）

第２条　受注者は、頭書の物品を頭書に示すところに従い発注者に引き渡さなければならない。

２　契約物品のうち輸出検査および国営検査を受ける必要のある物品は、受注者が検査料を負担して検査を受け、これに合格したものでなければならない。

３　受注者は、契約物品に十分な輸出梱包を施すものとする。なお、熱処理が必要な場合は処理の上、その実施に係る証明書を発注者に提出するものとする。

４　契約物品にかかる提出資料、電源仕様及び輸出梱包の荷印については別添納入条件によるものとする。

５　受注者は、契約物品にかかる輸出通関、仕向地に至るまでの輸送手配、船積等輸出手続きを行うものとする。

６　受注者は、発注者が特約を締結している保険会社に対して、発注者を被保険者、受注者を保険契約代行者として、発注者の特約条件による貨物海上保険を付保しなければならない。

７　受注者は、船積完了後、発注者に対し速やかに船荷証券、保険証券（または保険承認状）、送り状、梱包明細書、検量証明書を提出しなければならない。

８　受注者は、輸送途中における機材の損害あるいは損失の調査、発見、保険金請求手続きについて、発注者に協力しなければならない。

（輸出貿易管理令）

第３条　受注者は、契約物品について、輸出貿易管理令および輸出に関するその他法令により、輸出申告書類として必要な許可書及び証明書等の取得を要するか否かを確認し、

発注者に所定の様式により報告しなければならない。
２　発注者は、前項による受注者の報告に基づき、輸出許可の取得を必要とする物品（以下「輸出許可物品」という。）及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を当該許可取得後まで留保するとともに、当該物品の船積期限について別途定めることができる。
３　受注者は、輸出許可物品を輸出するため、所定の申請手続を行うものとする。発注者は、受注者に対して申請に必要な書類を提出し、申請手続に協力するものとする。
４　受注者が第１項に定める報告を怠った結果生じる、物品の製作及びその他の費用に関する損害については、受注者が負担する。
５　発注者は、輸出許可物品の許可の取得が不可能であると判断される場合、輸出許可物品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取りやめ、当該物品の契約を解除することができる。この場合において、当該解除によって生じる損失は受注者の負担とする。ただし、当該解除が発注者の責による場合は、発注者が必要な範囲で負担する。

（検　　査）

第４条　受注者は、契約物品の引渡しに先立ち、発注者の検査を受け、これに合格しなければならない。
２　受注者は、前項による検査に合格しない物品については、速やかにこれを引取り、その物品にかわる代替品を引き渡さなければならない。

（引渡し方法）

第５条　受注者は、第２条第２項及び第４条の検査に合格した契約物品について、頭書に定めるところにより仕向け地に向けて船積を実行し、発注者が船積書類を受け取ったときをもって引渡しを完了したものとする。

（危険負担）

第６条　前条に定める引渡しが完了するまでの危険は受注者が負担し、その後の危険は発注者が負担するものとする。

（瑕疵担保）

第７条　第５条による引渡し完了後においても、契約物品について瑕疵が発見された場合は、受注者は、速やかに無償でその物品の修理又は代替品の納入をしなければならない。

（契約保証金）

第８条　発注者は、受注者に対し契約保証金を免除する。

（代金支払）

第９条　発注者は、第５条による引渡し完了後、受注者より頭書の契約金額の適法なる支払請求書を受理した日から３０日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

（支払遅延利息）

第１０条　発注者は、第９条に規定する支払期間内に代金の支払をしないときは、天災地変その他発注者の責に帰さない事由による場合を除き、受注者に対して、その期間満了の日の翌日から起算して支払をした日までの日数に応じ、その支払金額に対して年（３６５日とする。）５．００パーセントの割合で計算した支払遅延利息を支払うものとする。ただし、遅延利息に１円に満たない端数があるときはこれを切捨てる。

（船積期限延長）

第１１条　発注者は、受注者の責に帰する事由により受注者が頭書の船積期限内に当該物品を船積することができないときは、発注者の定める日数の範囲内で船積期限延長を認めることがある。この場合において、発注者は、遅延日数に応じ、頭書の契約金額（以下「契約金額」という）に対し年（３６５日とする。）５．００パーセントの割合で計

算した延滞違約金を受注者より徴収する。ただし、端数計算については第１０条に準ずるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、その船積期限延長が天災地変その他受注者の責に帰することのできない事由によるときは、発注者は受注者より延滞違約金を徴収しないものとする。

（談合等不正行為に対する措置）

第１２条　受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を談合等不正行為に係る違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき

（２）本契約に関し、受注者（法人にあたっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の３又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき

２　前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の違約金を発注者に支払わなければならない。

３　受注者が第１項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年（365 日とする。）5.0 パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を受注者より徴収することができる。なお、端数計算については第１０条に準ずるものとする。

４　本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

（権利義務の譲渡等）

第１３条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

（契約の解除）

第１４条　次の各号の一に該当する場合には、発注者は、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

（１）第１１条による船積期限延長の場合を除き、受注者の責に帰する事由により、受注者が頭書に定められた船積期限内に契約物品を船積しないとき、又は発注者が引渡しを完了する見込みがないと認めたとき。

（２）受注者が本契約の条項に違反したとき。

（３）受注者が他から執行保全処分、強制執行、公売処分、租税滞納処分、その他公権力による処分を受け、又は会社整理、特別清算、会社更生手続き、破産を申し立てられ、又は自らそれらのもの、若しくは再生手続開始の申立をしたとき。

（４）受注者が手形交換所から手形不渡処分を受けたとき。

（５）受注者の資産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき。

（６）契約物品が、特許法、著作権法等の法令に違反することが判明したとき
（７）受注者が第１２条第１項各号の規定の一に該当するものとして発注者から不正行為にかかる違約金の請求を受けたとき。
２　前項第１号又は第２号の規定により契約を解除したときは、受注者は、発注者に対し、契約金額の１００分の１０に相当する解約違約金を支払わなければならない。
（発注者の事務委任）
第１５条　発注者は、第４条に定める検査の一部を第三者に委任することができるものとする。
（契約の公表）
第１６条　受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の氏名及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。
２　受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。
（１）発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること又は発注者において課長相当職以上の職を経験し、かつ受注者の役員等として再就職していること
（２）発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること
３　受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
（１）第 2 項第 1 号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）
（２）受注者の直近 3 ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高
（３）受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合
（紛争の解決方法）
第１７条　本契約に関し紛争が生じた場合には、日本国の法律に準拠し、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。
（疑義の決定）
第１８条　本契約条項に定めなき事項、又は本契約条項に疑義の生じた事項については、必要に応じて発注者受注者協議の上定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書２通を作成し発注者受注者両者記名押印の上各自その１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

発注者　東京都千代田区二番町５－２５
二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理　　事

受注者

別添：内訳書
　　内訳明細書
　　機材仕様書
　　梱包条件書
　　輸送条件書